

令和８年８月１２日（水）【ver.1】

Ｑ１ 予算の範囲内で先着順になりますか。

A. 申請受付は９月１日（火）午前８時３０分から開始いたします。受付方法を窓口のみとしている為、受付した順で審査をさせていただきます。ただし書類の不備等で順番が前後する可能性がありますので、提出する際はチェック表【別表１－２】で確認した上で申請してください。多くの事業者に支援金を交付できるよう予算を見込んでおりますが、確実にお約束できるものではございませんので、書類の準備が整い次第、お早めに申請してください。

Ｑ２ 本社が市外にありますが申請可能ですか。

A. 多治見市内に事業所を有する中小企業者等を対象としているため、本社が市外にあっても多治見市内に事業所（工場）を有し、その場所で工業用ＬＰガス及び電気を使用しているのであれば対象となります。その場所で工業用ＬＰガス及び電気を消費していることがわかる書類も併せてご提出ください。

例）市内事業所（工場）の住所が明記してある領収書 など

Ｑ３ 支援の対象期間を教えてください。

A. 令和７年８月１日使用分から令和８年７月３１日使用分までの期間のうち２ヶ月分です。この２ヶ月は連続している必要はありません。月の使用分が対象となりますので、例えば、支払が令和７年８月でも令和７年７月使用分に対するものであれば、申請不可となります。請求書に記載の〇月分を基に記載してください。しかし、請求書に〇月分と記載がない場合、本制度における「〇月使用分」とは、請求書に記載されたガスの「使用期間の最終日が属する月」を基準としてカウントします。例えば、７月１５日～８月１４日が使用期間の場合は「８月使用分」として扱います。

Ｑ４ 申請から支給までの期間はどのくらいですか。

A. 基本的には申請受付から２ヶ月以内に入金をいたします。しかし、多くの申請が見込まれ、申請状況等によって入金までの期間が変わってきます。余裕を持った、早めの申請をお願い致します。

Ｑ５ 事業者における申請箇所数の上限はありますか。

A. 当該支援金の交付回数は、同一の対象事業者につき１回限りとしております。その為、複数工業用ＬＰガス及び電気を使用している事業所（工場）がある場合はまとめて申請してください。尚、別会社で社名が異なる場合（代表者が同一の場合も含む）は、別事業者と判断するため、それぞれで申請してください。

Ｑ６ 支払料金は領収書で確認できると思いますが請求書も必要ですか。

A. 工業用ＬＰガス等を使用していることを判断するのに請求書や納品書等で使用量が「t（トン）またはkg（キログラム）」標記されているかで確認いたします。つまり、工業用ＬＰガス等の使用量とそれに対する料金を支払ったことが分かる書類をご提出いただきたいと思います。

Ｑ７ 申請者が陶磁器・同関連製品製造事業者で自社窯を保有し、かつ、工業用ＬＰガス及び電気を窯の燃料として使用するものであることが分かる書類は具体的に何がありますか。

A. 工業用ＬＰガス及び電気を燃料として使用している自社窯の写真です。

Ｑ８ 工業用ＬＰガス等を販売している事業者は支給対象になりますか。

A. 高圧ガス保安法が適用される工業用ＬＰガス等を購入して市内で事業を行っている中小企業者等の方が対象となります。このため、ＬＰガスの販売店は対象となりません。